平成２８年（フ）第２２５号
仙台市青葉区中山吉成１丁目18番20号　高原荘21、従前の住所仙台市宮城野区幸町３丁目13番７―201号
債務者　江戸　晶惠
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２２７号
宮城県多賀城市高橋２丁目９番11―201号
債務者　阿部　武四
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８７号
茨城県水戸市石川３丁目4136番地の47　石川ロイヤルハイツＢ棟103号
債務者　前沢　邦江
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１１４号
茨城県笠間市安居1727番地
債務者　小磯まゆみ（旧姓井坂）
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第５４号
三重県津市半田3424番地81
債務者　畑中　美茂
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７９号
三重県津市藤方2276番地７
債務者　峯田　勝志
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８０号
三重県津市藤方2276番地７
債務者　峯田まさ子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８２号
愛知県春日井市関田町１丁目87番地　フィオーレ関田101号、前住所愛知県春日井市貴船町38番地　グリーンハウスＡ102号
債務者　山田　真弓
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６７号
兵庫県姫路市飾磨区英賀東町２丁目８番地
債務者　佐貫　　勝
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１７４号
兵庫県姫路市南畝町２丁目76番地　ハッピーコート駅前804号
債務者　中島ゆう子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２６９号
広島市西区庚午北４丁目10番22―405号
債務者　吉野　　宏
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
山口県萩市大字椿東1160番地４
債務者　弘　　昌子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第５７６号
福岡市西区内浜２丁目24番２―201号
債務者　上園　聖愛
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５８７号
福岡県大野城市筒井２丁目17番１号　101号
債務者　宮崎　優子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５９２号
福岡県朝倉市小田1175番地１　鳩胸団地29号、住民票上の住所福岡県朝倉市頓田13番地１
債務者　内田　和正
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６１７号
福岡市南区若久２丁目１番９―204号
債務者　島田　豊子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６３５号
福岡市博多区築港本町９番６―301号
債務者　玉井　千津
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部